

福祉用具購入費の受領委任払制度について

魚津市介護保険係

魚津市では、介護保険法における福祉用具購入費の給付については、購入者が福祉用具販売事業者に対し福祉用具代金の全額を負担した後、保険者から代金の9割または8割相当額を購入者に対し支給する「償還払い方式」で行っています。

これに対し、購入者が福祉用具販売事業者へ福祉用具代金の1割または2割相当額のみ支払い、購入者の代わりに、購入者より受領の委任を受けた福祉用具販売事業者が保険者から福祉用具代金の9割または8割相当額を受け取る方法が「受領委任払」です。

魚津市ではこの「受領委任払い方式」を福祉用具購入者の一時的な経済的負担を軽減することを目的として平成26年10月から実施しています。

そのため、購入者は2つの方式から購入費の支払い方法を選択することができます。

1. 特定福祉用具販売事業所の登録

特定福祉用具販売事業所が受領委任払制度を取り扱うためには、事前に魚津市への登録が必要となります。登録は次の書類を魚津市へ提出してください。

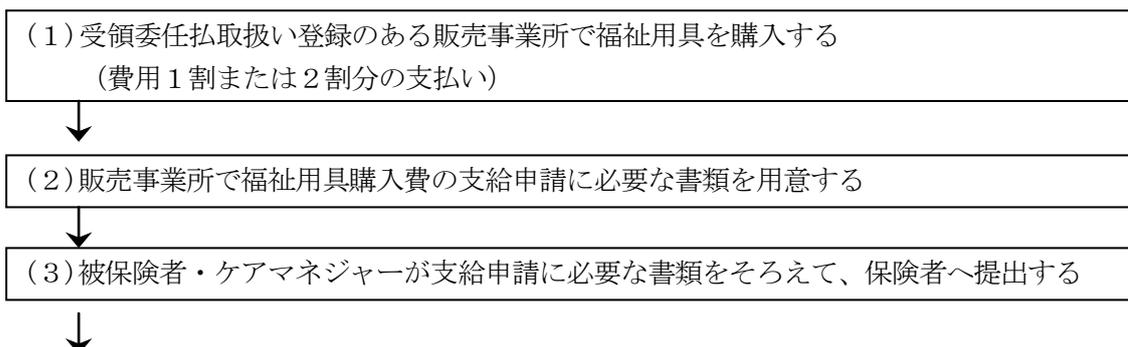
- ①介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録申請書（様式第1号）
- ②受領委任払取扱いに関する誓約書

登録事業者については、市のホームページで周知するほか、市役所社会福祉課介護保険係窓口で確認できるようにしていきます。

※市ホームページに事業所名および所在地を掲載させていただきますので、差し支えのある場合は、ご連絡ください。

2. 受領委任払の取扱い手順

受領委任払を取り扱うことについて、以下の手順により手続きを行います。



| |
|----------------------------------|
| (4) 申請内容の審査および被保険者・販売事業所への支給決定通知 |
|----------------------------------|



| |
|-------------------------------|
| (5) 保険者から販売事業所への費用9割または8割分の支給 |
|-------------------------------|

(1) 福祉用具の販売及び利用者負担額（1割または2割）の支払い

福祉用具販売事業者は、購入者が受領委任払を希望する場合には、販売費用に1/10または2/10を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）を、利用者負担額として購入者から受領します。

※利用者負担額の算出方法、領収証の記載方法については最終ページをご覧ください。

(2) 販売事業所における支給申請に必要な書類の用意

- ① 介護保険福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）へ必要事項を記載する
※記載方法は別紙の見本をご覧ください。
- ② 購入した福祉用具の領収証、購入した福祉用具のパンフレット等（コピー可）
- ③ ①と②をケアマネジャーへ渡す

(3) 被保険者・ケアマネジャーにおける支給申請に必要な書類の提出

- ① 販売事業者から渡された介護保険福祉用具購入費支給申請書（受領委任払用）に必要事項を記載する
※記載方法は別紙の見本をご覧ください。
- ② 保険者へ提出する（申請書・領収証・パンフレット等）

(4) 申請内容の審査および支給決定の通知

申請の内容を審査し、適当と認めた場合に保険給付分（9割または8割）の支給額を決定し、購入者に対し基本的に申請月の翌々月に、「（介護予防）福祉用具購入費支給決定通知」を送付します。また、販売事業者に対しては当該支給に係る支払通知書を送付します。

(5) 福祉用具購入費（9割または8割）の支払い

魚津市から福祉用具販売事業者の指定口座に、購入者が委任した福祉用具購入費支給額を振り込みます。

福祉用具販売事業者への指定口座の振込みは、基本的に申請月の翌々月25日に行います（当日が土日及び祝日の場合は、支払日が前後しますのでご了承ください）。

※ 申請書類に不備があった場合や、購入した福祉用具の必要性に疑義が生じた場合は、支給決定通知書等の発送や販売事業者への支払いが遅れることがあります。

3. 購入者への確認事項

(1) 受領委任払が利用できるかを確認

次のいずれかに該当する場合、受領委任払いを利用することができませんので、購入者に対し確認してください。

- ①保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合
*介護保険者証を必ず確認してください。
- ②要介護認定の申請中（新規申請、変更及び更新申請等）であるため、要介護度が決定していない場合
- ③病院に入院または施設に入所している場合

(2) 販売しようとする福祉用具が介護保険の対象であるかを確認

販売しようとする福祉用具が介護保険の対象となるかを確認してください。

*対象とならない福祉用具を販売しても福祉用具購入費の支給は行いません。

(3) 利用限度額を超えていないかを確認

購入者の福祉用具購入費受給の利用限度額は同一年度内（4月から翌年3月まで）のうち10万円までです。この額を超える部分の購入費用は支給対象とはなりません。

（市役所へお問い合わせください）

(4) 過去に同一の商品を購入していないかを確認

購入者に対し過去に同一種目の福祉用具を購入していないかを確認してください。

*原則として、同一種目での2回目の福祉用具購入費の支給を受けることができません。

※また、当市の福祉用具購入費受領委任払制度は、事前確認の手続きはありませんので上記の確認事項に注意し取り扱ってください。

【お問い合わせ先】

魚津市役所 社会福祉課 介護保険係

住所 魚津市釈迦堂一丁目10番1号

電話 0765-23-1148

【販売費用 1割(2割)分の算出方法 (例)】

- 1円未満の端数は切り上げます

(例1) 販売費用の額が4,321円の場合

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 4,321 \text{円} \times 1/10(2/10) = 432.1(864.2) \text{円} \\ &\doteq 433(865) \text{円} \quad (1 \text{円未満の端数切り上げ}) \end{aligned}$$

- 同時に複数の福祉用具を販売する場合は、個々の福祉用具ごとに利用者負担額を算出します。

複数の福祉用具について、ひとつの領収証を発行する場合には、領収証に個々の福祉用具の1割(2割)相当額を記載してください。

(例2) 販売費用の額が4,004円の福祉用具と、5,005円の福祉用具を各1個販売した場合

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 4,004 \text{円} \times 1/10(2/10) + 5,005 \text{円} \times 1/10(2/10) \\ &= 400.4(800.8) \text{円} + 500.5(1,001) \text{円} \\ &\doteq 401(801) \text{円} + 501(1,001) \text{円} \quad (1 \text{円未満の端数切り上げ}) \\ &= 902(1,802) \text{円} \end{aligned}$$

- 福祉用具を販売することにより、利用者が当該年度に購入した福祉用具の費用の額が支給限度基準額(同一年度内で10万円)を上回る場合は、支給限度基準額内の販売費用の額に10分の1(10分の2)を乗じた額と支給限度基準額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

(例3) 当該年度内に、既に85,555円分の福祉用具を購入している利用者に対し、25,000円の福祉用具を販売する場合

$$\begin{aligned} (\text{支給限度基準額内の販売費用の額}) &= 100,000 \text{円} - 85,555 \text{円} \\ &= 14,445 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (\text{支給限度基準額を超える販売費用の額}) &= 25,000 \text{円} - 14,445 \text{円} \\ &= 10,555 \text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{利用者負担額} &= 14,445 \text{円} \times 1/10(2/10) + 10,555 \text{円} \\ &= 1,444.5(2,889) \text{円} + 10,555 \text{円} = 11,999.5 \text{円} \\ &\doteq 12,000(13,444) \text{円} \quad (1 \text{円未満の端数切り上げ}) \end{aligned}$$

※支給限度基準額を超える販売費用の額は、福祉用具購入費の対象とはなりません

【領収証の記載例】

(領収証の例-3 (1) 例3の場合)

| | |
|--|------------------|
| 領 収 証 | |
| 平成××年××月××日 | |
| 魚津 太郎 様 | |
| 金額 | ¥12,000(13,444)ー |
| 但し 腰掛便座 ポータブルトイレA型の利用者負担額 | |
| (保険対象1割(2割)分1,445(2,889)円、超過分10,555円)として | |
| 上記正に領収いたしました。 | |
| (福祉用具販売事業者名) 印 | |